

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2018年9月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

NISAってどんな制度？

◆NISAとは？

2014年1月に始まった、少額から投資を行える制度です。NISA口座で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託等から得られる利益が非課税になります。通常、NISA口座でない一般の口座で運用して得た利益には、20.315%の税金がかかります。

◆つみたてNISAとNISAって違うの？

つみたてNISAは2018年1月から始まった新しい制度で、NISAよりさらに少額で長期的に積立て投資を行える制度です。一般NISAとは非課税の投資枠と投資期間が異なります。

一般NISA 年間120万円 × 5年 = 600万円

つみたてNISA 年間40万円 × 20年 = 800万円

◆注意点は？

NISA口座は一人一口座となっており、一般NISAかつつみたてNISAのどちらかの口座を選択する必要があります。ただし、年単位で口座の変更は可能です。

◆デメリットはないの？

NISA口座の損益は、NISA口座でない一般の口座の損益と通算することができません。また、損失を翌年以降に繰り越すこともできません。

すでに、投資を始めている方は、一般口座から移して運用することはできないので、追加で投資を行おうと考えている方や、これから投資を始めてみようと考えている方は、少額から行えるので、NISAも選択肢に入れてみてはいかがでしょうか？

(鈴木 記)

